

万一の場合でも安心!?

受けられる国の年金の種類



国の年金には、「老齢」になったときはもちろん、「死亡」や「障害」といった万一の場合に受けられる年金があります。

どんな制度にいつから加入しますか？

- 日本に住むすべての人は、20歳になると「国民年金」に加入します。
- 民間企業で働く会社員等は、入社と同時に「厚生年金保険」にも加入します。つまり、皆さんは同時に2つの制度に加入します。

どんな年金が受けられますか？

- 老齢になったときは、国民年金と厚生年金保険から「老齢年金」、万一、病気やけがで障害が残った場合は「障害年金」、亡くなった場合は遺族が受けられる「遺族年金」が支給されます。
- 受けられる年金の種類については、右頁をご参照ください。

図1 ●年金制度の全体像



会社員（第2号被保険者）が受けられる年金を見てみましょう



老齢になったとき



老齢年金

老齢厚生年金

老齢基礎年金

- 老齢年金を受けるには、年金制度に10年以上加入する必要があります。
- 老齢年金は生年月日に応じて60歳～65歳から受けられます。
- 希望すれば60歳～75歳の間で受給の繰上げ・繰下げができます。



障害年金

- 年金制度に加入中または年金を受給中に病気やけがで障害が残ったときには、障害年金が受けられる場合があります。
- 障害年金を受けるには、次の(1)か(2)を満たしている必要があります。
 - (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金制度の加入期間の3分の2以上の期間、保険料が納付または免除されていること
 - (2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

病気やけがのために障害が残った

障害厚生年金

障害基礎年金



遺族年金



亡くなった後に家族が残された

遺族厚生年金

遺族基礎年金

- 次の(1)～(3)に該当するときに、遺族年金が支給されます。
 - (1) 年金制度に加入中または加入中に初診日（初めて医者にかかった日）のある傷病が原因で5年以内に亡くなったとき
 - (2) 1、2級の障害厚生年金を受けている人が亡くなったとき
 - (3) 老齢厚生年金の受給権者で国の年金の加入期間が25年以上ある人または老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき
- 遺族年金が支給される遺族は、次の①～③に該当する人です。
 - ① 子^{*1}または子のある妻・子のある55歳以上の夫^{*2}
 - ② 子のない妻
 - ③ 子のない55歳以上の夫^{*2}・父母^{*2}・祖父母^{*2}・孫^{*1}

*1 18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子・孫（または1、2級の障害のある20歳未満の子・孫）。
*2 支給開始は60歳。ただし、遺族基礎年金を受けられる夫の場合は、60歳前から支給可能。
※先順位の人が失権しても、次順位の人が受給権を得ることはありません。



実際に年金を受けられる要件を満たしているかどうかは、全国の年金事務所・街角の年金相談センター等にご相談ください。

年金相談の予約受付専用電話

☎ **0570-05-4890** (ナビダイヤル)
050で始まる電話の場合は03-6631-7521 (一般電話)

日本年金機構ホームページからインターネット予約もできます。

ねんきんダイヤル

☎ **0570-05-1165** (ナビダイヤル)
050で始まる電話の場合は03-6700-1165 (一般電話)

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>